

平成 29 年度「知事と市町長の1対1対談」(亀山市)概要

1 対談時間

平成 29 年 10 月 27 日 (金) 16 時 00 分～17 時 00 分

2 対談場所

関南部地区コミュニティセンター (亀山市関町萩原 172 番地 3)

3 対談市町名

亀山市 (亀山市長 櫻井義之)

4 対談項目

- (1) リニア早期実現に向けた連携について
- (2) 持続可能な森林整備の推進について
- (3) 健康寿命延伸に対する取組について
- (4) 都市基盤再生に対する支援について
- (5) 部活動指導員の配置について

5 対談概要

- (1) リニア早期実現に向けた連携について
(亀山市長)

県におかれては、東海 3 県と名古屋市で構成するリニア関連の担当課長会議を設置し、先行自治体と連携した中部圏発展に向けた取組を行っていただいております。さらに今年度からは、名古屋以西における奈良県・大阪府と連携した誘致促進に向けた取組を実施されるなど、リニア誘致、リニアを生かしたまちづくりについて精力的に取り組んでいただいております。敬意を表します。

本市では、今年度、リニア中間駅設置・開業による影響把握調査を実施し、社会・経済的な影響効果について分析し、都市機能のあり方などのリニア市内停車駅を見据えたまちづくりに関する研究を進めていく予定です。

県におかれては、現在の全県体制を活かしながら、引き続き、三重・奈良ルートや三重県駅の設置に向け、連携した取組を進めていただきたいと思います。また、県や県内市町をはじめとする様々な主体が丸となって取り組んでいけるよう、関係機関との会議内容等についても情報共有をお願いします。

(知事)

市長をはじめ多くの関係者の方々にご協力をいただいておりますことに改めて感謝申し上げます。

現在の J R 東海の方針では、全線開業を当初の予定の 2045 年から最大 8 年間前倒し、2027 年に名古屋～大阪間の工事に入るとされており、その 4 年程度前、2023 年頃に環境アセスメントの手続きを始めるとされています。その頃には概略ルートや設置駅が決定されることから、一連の準備に要する期間を勘案すると、もはやそれほどの時間的余裕はないと考えています。そのため、県内全域及び名古屋～大阪間

での連携体制の構築や、東京～名古屋間事業に関する情報の収集などを行い、一日でも早い完成を目指していきます。

名古屋以西で一番工事が難しいのが大阪駅であると思われるので、名古屋～大阪間の工事を着実・スムーズに進めるためには、早い段階で大阪府をはじめとした沿線自治体との協力体制を整えておく必要があると考え、この9月に大阪府、奈良県とともに決起大会を開催し、行政と経済団体が一体となった「三重・奈良・大阪リニア中央新幹線建設促進会議」を立ち上げたところです。この決起大会におけるJR東海の柘植社長の挨拶の中で、「今後は名古屋・大阪間の環境アセスメントに向け三府県と連携していきたい。」との、リニア全国同盟会の席でも聴けなかった前向きな発言を初めていただくことができたことは、大変な前進であると考えています。

今後は、この会議での検討状況や東海三県一市の担当課長会議において収集した東京～名古屋間事業に関する情報などを、貴府をはじめとする県内市町の皆さまと積極的に共有し、全県体制でしっかりと取組を進めていきたいと考えています。貴府においては、今年度取り組まれる「リニア中間駅開業による影響把握調査」の結果について、県との共有を図っていただくようお願いいたします。

リニアインパクトを最大化させるため、国が9月に設置した「スーパー・メガリージョン構想検討会」の情報についても共有させていただき、一緒に具体的な動きを進めていきたいと考えています。

(2) 持続可能な森林整備の推進について

(亀山市長)

本市は鈴鹿川の源流域となる鈴鹿山脈が連なり、森林によって育まれた鈴鹿川は、いくつもの溪流を合わせながら伊勢湾へと流れ込み、その水は本市のみならず流域全体にとって欠かすことのできない大切な資源となっており、この恵まれた水や緑などの豊かな自然資源を次世代に引き継いでいくためには、源流域の森林整備を一層推進していくことが大事な使命であると考えています。

県におかれては、平成17年に「三重の森林づくり条例」を制定し、豊かな三重の森林づくりの実現に向け、様々な主体による一体的かつ先進的な森林整備に取り組まれており、また、近年は、国の祝日法の改正により、山の恩恵に感謝し、自然に親しむ国民の祝日として「山の日」が制定され、森林保全に対する機運が高まってきています。

こうした中、平成29年度の三重県の森林・林業・木材産業関係予算は、対前年度比で約5.1%減となり、森林環境創造事業や環境林整備事業などの事業費が本市の要望額の約20%程度となっており、本市の森林整備に様々な影響を及ぼしているところです。

こうした状況を踏まえ、県におかれては、計画的かつ長期的な森林整備のための安定的な財源を確保いただくため創設された「みえ森と

緑の県民税市町交付金事業」を実施されていますが、この事業の使途については色々な制約があることから、既存事業にも対応できるような柔軟なご配慮をお願いしたいと思います。

また森林保全に対する意識高揚を図るため、山の日を契機とした取組についても、県主導により進めていただきますようお願いいたします。

(知事)

「災害に強い森林づくり」という観点において、森林整備は重要なものと考えており、県民の皆さんから「みえ森と緑の県民税」をいただき、森林整備等に充当しております。

森林予算全体については、より多くの事業を行うため、県費負担の少ない国補事業から優先的に実施するなど、引き続き限られた予算を有効に活用できるよう努めているところです。また、国に対しても、森林整備事業予算を十分かつ安定的に確保するよう要望を行っていきたいと考えています。

「みえ森と緑の県民税」は、導入から5年後に見直しを図ることとなっており、31年度からの新たな実施に向け、税評価委員会での検討を始めています。現在、県内各地に出向き、県民の皆さんや市町、関係団体等からご意見を伺っているところですが、税自体には一定の評価をいただいているものの、もっと地域で優先度が高い事業に活用できるように等、使い方の問題等についてご意見を多くいただいている状況です。

また、国において進められている森林環境税（仮称）については、その検討状況等を見守っているところですが、市町・県それぞれの役割分担を果たすために必要な財源確保の仕組みとして、地域の皆さんにご理解いただけるものなら良いと思います。こちらの動向も注視しながら、「みえ森と緑の県民税」についてもより効果的な制度となるようしっかりと検討していきたいと考えています。

また、山の日に関するイベントについても、県として引き続き市町と連携しながら、山の日等を通じて山に親しみをもってもらえるようしっかりと取り組んでいきたいと考えています。

(3) 健康寿命延伸に対する取組について

(亀山市長)

本市では、平成27年度から株式会社シャープを代表とする「亀山QOLコンソーシアム」が実施する「亀山QOL支援モデル事業」(タブレットを活用して健康づくりを行う事業)に実証フィールドを提供し、県と共に協力団体として参画しています。この事業の実施に伴い、亀山シルバー人材センターの登録会員が拡充されるなど、サービス利用者自身の健康増進に加え、高齢者の就労機会の確保とアクティブシニアの活用にも、一定の成果を挙げているものと考えているところです。

高齢者の免許返納に関しても、三重県警から要望を受け、市の単独

事業として乗合タクシーを運行するなど、高齢者の移動手段の確保と社会参画を促していく予定としています。

県におかれては、これまで、「みえメディカルバレー構想」実現のため、産学官民連携により医療機器、健康食品、健康ツーリズムなど様々な商品開発に取り組み、一定の成果を納められているものの、高齢者の生活支援やフレイル対策、アクティブシニアの活用などを目的とした第4期実施計画にも位置付けられている次世代のヘルスケア産業の創出については、未だ県内に広がりを見せていないと考えます。

元気な三重を実現するためには、健康寿命を延伸し、元気な高齢者を増やす取り組みが不可欠となります。また、そのためには、ヘルスケア産業の創出に加え、高齢者の移動手段の確保や健康づくりに対する意識改革、シルバー人材センターへの支援による雇用の創出など、市町が実践する「元気な高齢者を増やす取組」への県の後押しが必要です。

県におかれては、ヘルスケア産業の創出について、企業への積極的参加や市町の実証フィールド提供をより一層促進いただくとともに、市町が行う元気な高齢者を増やす取組に対する包括的な支援をいただき、健康寿命を延ばす取組への後押しをお願いします。

(知事)

貴市のQOL事業について、素晴らしい取組であり、敬意を表します。

来年度からは、国民健康保険の財政運営主体が県になることに伴い、国や県から交付される交付金制度のルールが大きく変わり、健康づくりをがんばっている地域に対し手厚く交付金が交付される「保険者努力支援制度」が創設されるなど、健康づくりが大変重要になってくるものと考えています。他にも運動をするとポイントがたまる「健康マイレージ」制度を行っている市町もあると聞いており、地域商業の活性化にもつながるような取組が実施できるとより良いのではないかと思います。

また、県内のヘルスケア産業の振興を図るため、「みえライフイノベーション総合特区計画」に基づき、地域拠点を作り、産学官民金が連携し、さまざまな取組を展開しているところであり、まさに包括的なサポートが大事であると考えています。

なお、これら取組の推進にあたっては、医療・福祉施設等、現場における試作品や製品の実証試験のほか、企業とのマッチング等が必要となることから、例えば試作品の実証フィールドとしての亀山市医療センター等の活用や、意欲ある企業の発掘・支援など、貴市のご協力についてよろしくをお願いします。

免許証の返納については、県警とも連携し啓発活動を行っておりますが、最近では、民間事業での取組も行われつつあり、民間の方のお力もお借りしてやっていかなければならないと思っています。

(4) 都市基盤再生に対する支援について

(亀山市長)

全国的に中心市街地の空洞化が進行する中、持続可能な都市経営を可能とすることが大きな課題となっていますが、県内を見渡すと、ベースとなる都市計画事業において、道路や市街地の再開発、下水道等の都市基盤が充実しているとは言い難い状況となっています。

本市では、10月に立地適正化計画を公表するとともに、中心的都市拠点であるJR亀山駅周辺における再開発事業に取り組んでおり、例えば、こうした事業への県の支援として、愛知県では年間約10億円程度を予算化しています。財政支援政策は一つの例ですが、この他技術支援、情報提供等の人的支援など、全県的、総合的な後方支援制度をご検討いただきたいと思います。

少し長期的な視点で都市を考えると、市町を超えた広域的な都市課題について、県域全体で取り組む必要があると考えており、そうした体制作りについてもご検討をお願いします。

(知事)

貴市におかれては、当事業が今年度から新規事業として採択され、8月に交付申請を行い、9月に交付決定を受け、現在本格着工に向けた準備を進められているところであり、次のステップとして速やかに都市計画決定や事業主体となる組合の設立認可手続き等を行うことが必要となります。県としては、これらの事務手続きが円滑に進むよう、貴市とスケジュールや進捗状況を共有のうえ、引き続き、助言や情報提供、技術支援などの支援を行っていきたいと考えています。

また、ご意見いただいた広域的な都市基盤については、大変重要な課題であると考えています。貴市におかれては、新名神高速開通やリニア整備等が視野に入ってくるような状況の中で、これまで以上に時代の流れに合わせた広域的な都市基盤の在り方についてよく議論、研究していく必要があると考えており、具体的な仕組み等今後検討していきたいと考えています。

(5) 部活動指導員の配置について

(亀山市長)

中学校における部活動指導の業務は、子どもたちのスポーツや文化の知識、技能の習得など重要な役割を担うものと考えていますが、一方、教員の働き方改革を構造的に進めていく必要があると考えています。

本市では、平成27年度から中学校における部活動の課題解決を支援するため、「運動部活動支援員」を中学校に配置しています。本年度も中学校2校に4名の運動部活動支援員を配置するなど、指導体制や指導の工夫・改善を行い効果的な運営を図っているところでもあります。しかしながらその数が充足している状況ではなく、単独での引率等が

できない等の制限の中、部活動顧問の負担を劇的に軽減することは困難な状況にあります。

そのような中で、学校教育法施行規則の一部を改正する省令が施行され、学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動に係る技術的な指導に従事する「部活動指導員」の職名と職務が明らかにされました。部活動指導員が法的に位置づけられたことで、部活動の顧問としての実技指導や大会・練習試合等における単独での引率等が可能となり、これまで教員が行ってきた業務を部活動指導員が一部肩代わりすることにより、教員の勤務状況の改善への大きな貢献が期待されます。

国においては、文部科学省が平成 30 年度の概算要求に関連予算を盛り込んでしていると聞いています。県としても予算措置や人員確保など、学校現場への配置実現に向けた整備を早急に図っていただくようご尽力願います。

(知事)

貴市におかれては、国や県の取組に先立ち、市独自の部活動ガイドラインを作成され、各学校での部活動の運営や指導のさらなる充実を図られており、敬意を表します。

昨年度、県内公立中学校の一週間の運動部活動時間の平均時間は、男女とも全国平均を上回っており、それに伴う指導顧問の負担も大きいものであると認められるうえ、学校によっては顧問が未経験の種目等を担当するケースがあり、精神的なストレスが大きいと考えられており、貴市のように部活動を多くの人で支え、子どもたちへの教育効果を高めていくことは非常に重要であると考えています。

専門性を有する「部活動指導員」の活用は、生徒や顧問教員にとっても、効果のある取組であり、しっかりとやっていきたいと考えています。また、今後「部活動指導員」の配置にあたっては、学校の設置者が任用、職務、報酬等を定めた規則等を整備していただく必要があるため、適切に対応できるよう県として助言等の支援をさせていただきたいと考えています。

国は、平成 30 年度概算要求において「部活動指導員配置促進事業」を新規要求しており、市町における「部活動指導員」の配置については、来年度の予算議論の中で検討していきます。

県内の中学生の部活動加入率は、運動部が約 75%、文化部が約 20% となっており、4 人に 3 人の生徒が部活動に取り組んでいる状況にあります。県として、子どもたちの教育効果と教員の負担軽減を図っていくうえで、しっかりとした人員配置、予算獲得に取り組むとともに、ガイドラインについて検討中ですので、先進的な貴市の取組について参考にさせていただきたいと思っています。